

熊本地震により被害を受けた事業者の方 (平成29年4月1日以後まで申告期限等が延長されている方) へ **消費税法の特例に関するお知らせ**

昨年の熊本地震により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

平成 29 年 4 月に租税特別措置法の一部が改正され、特定非常災害^(※)の被災者である事業者の方について、消費税法の特例(以下「災害特例」といいます。)が設けられました。

(※) 特定非常災害とは、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第 2 条第 1 項の規定により、特定非常災害として指定された非常災害をいい、熊本地震による災害も特定非常災害に指定されています。

災害特例は、原則として、今後、特定非常災害が発生した場合に適用されることとなりますが(平成29年改正法附則90①)、熊本地震による災害により被害を受けた事業者の方で、国税通則法第11条により、所轄税務署長から申告・申請等の期限の延長に係る期日の指定(個別指定)を受け、当該個別指定の期日が平成29年4月1日以後に到来する事業者の方(以下「被災事業者」といいます。)は、経過措置により災害特例の適用を受けることができます(平成29年改正法附則90②)。

具体的には、以下の災害特例が適用されます。

1 被災事業者が次の届出をする場合の特例

- ① 消費税の課税事業者を選択する(やめる)届出
- ② 消費税の簡易課税制度を選択する(やめる)届出

被災事業者が、その被害を受けたことによって、被災日⁽¹⁾を含む課税期間以後の課税期間について、課税事業者を選択しようとする(又はやめようとする)場合、又は簡易課税制度を選択しようとする(又はやめようとする)場合には、指定日⁽²⁾までに所轄税務署長に「消費税課税事業者選択届出書」等のこれらの選択をしようとする(又はやめようとする)旨の届出書⁽³⁾を提出することにより、その適用を受けること(又はやめること)ができます⁽⁴⁾(※1)。

また、課税事業者を選択した事業者が、課税事業者となった日から2年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産^(※2)を取得し、その取得した課税期間の確定申告を一般課税で行う場合には、原則、一定期間、課税事業者の選択をやめる届出書及び簡易課税制度を選択する旨の届出書の提出ができませんが、災害特例により、被災事業者^(※3)は、被災日の属する課税期間以後の課税期間から、これらの届出書の提出をすることができます。

※1 災害特例の適用により、指定日までに課税事業者又は簡易課税制度を選択する旨の届出書を提出した事業者(又はこれらを選択した事業者が被災事業者となった場合)は、課税事業者又は簡易課税制度を2年継続して適用した後でなくても、その選択をやめることができます。

※2 調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の固定資産で100万円(税抜き)以上のものをいいます。

※3 被災日前又は指定日までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者に限ります。

(1) 被災日とは

被災日とは、被災事業者となった日をいいます。

(2) 指定日とは

指定日とは、熊本地震による災害により、国税通則法第11条の規定の適用を受け、所轄税務署長から申告・申請等の期限の延長に係る期日として指定された日です。

(3) 届出の手続について

被災事業者は、指定日までにこの特例の適用を受けようとする場合の各届出書を所轄税務署長に提出してください。

(注) 届出書を提出する場合には、「参考事項」欄又は余白に「熊本地震による災害の被災事業者である」旨を記載してください。

(4) 対象となる課税期間

災害特例の対象となる課税期間は、被災日を含む課税期間以後の課税期間です。

(5) その他

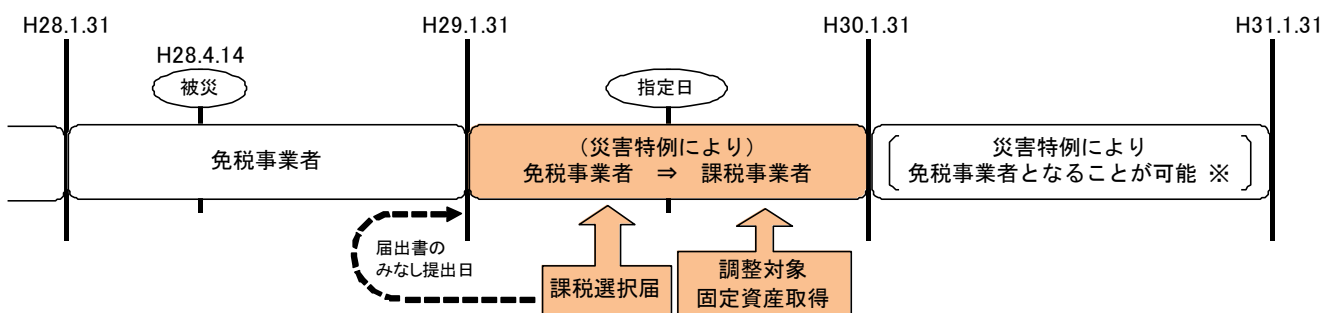
災害特例による「消費税簡易課税制度選択（不適用）届出書」を提出する前に、仮決算による中間申告書を提出している場合、その中間申告書の内容を遡って変更する必要はありません。

<具体例>

- 例1 熊本地震による災害により、被害を受けた機械装置等を買換えるため、課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合
- 例2 当初、設備投資等を行うために課税事業者を選択していたが、熊本地震による災害により、課税事業者を選択して2期目から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合
- 例3 熊本地震による災害により、資産に相当な損失を受け、緊急な設備投資等を行うため、簡易課税制度の選択をやめ、一般課税により申告を行う場合
- 例4 熊本地震による災害により、帳簿書類を亡失したため、簡易課税制度を選択して申告を行う（翌期は一般課税で申告を行う）場合

(例1) 課税事業者を選択する場合の具体的な適用事例（租特法 86 の5①・②）

熊本地震による災害（平成 28 年 4 月 14 日に被災）により、被害を受けた機械装置等を買換えるため、平成 30 年 1 月期について課税事業者を選択し、一般課税により申告を行う場合（事業年度が1年の1月末決算法人で、指定日が平成 30 年 1 月末までに到来する場合）



※ 事例の場合において、平成 30 年 1 月期のみ課税事業者を選択し、平成 31 年 1 月期から課税事業者の選択をやめる場合には、その選択をやめようとする課税期間の初日の前日まで（事例では平成 30 年 1 月 31 日まで）に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を忘れずに提出してください。指定日までに提出する「消費税課税事業者選択届出書」と併せて提出していただいてもかまいません。

(注) 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者の方については前々年）における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者です。

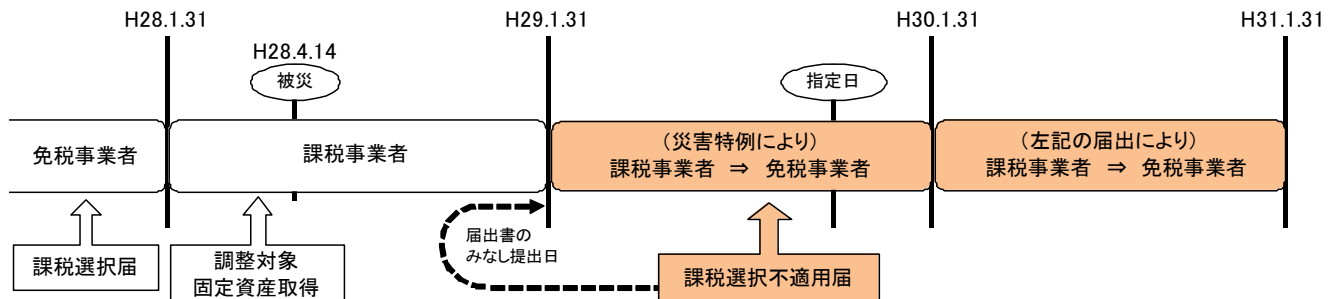
なお、合併・分割等があった場合や特定期間^(※1)における課税売上高^(※2)が 1,000 万円を超える場合には、納税義務が免除されない場合があります。

※1 特定期間とは、個人事業者の方はその年の前年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、法人は、原則として、その事業年度の前事業年度開始の日以後 6 か月の期間をいいます。ただし、新たに設立した法人で決算期変更を行った法人等は、その法人の設立日や決算期変更の時期がいつであるかにより特定期間が異なる場合があります。

※2 課税売上高に代えて給与等支払額の合計額によることもできます。

（例2）課税事業者の選択をやめる場合の具体的な適用事例（租特法 86 の5②・③）

当初、平成 29 年 1 月期及び平成 30 年 1 月期に設備投資等を行うために課税事業者を選択していたが、熊本地震による災害（平成 28 年 4 月 14 日に被災）により、平成 30 年 1 月期から課税事業者の選択をやめて免税事業者となる場合（事業年度が 1 年の 1 月末決算法人で、指定日が平成 30 年 1 月末までに到来する場合）



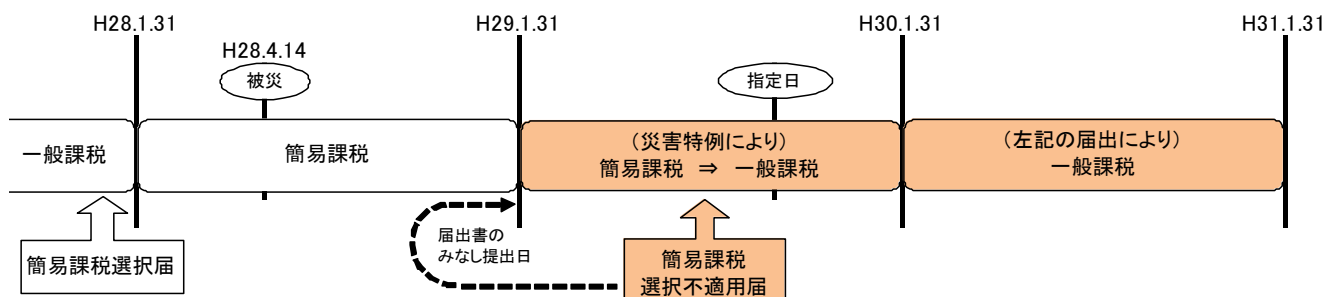
※ 事例の場合において、平成 30 年 1 月期のみ課税事業者の選択をやめ、平成 31 年 1 月期から課税事業者を選択する場合には、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに（事例では平成 30 年 1 月 31 日まで）に「消費税課税事業者選択届出書」を忘れずに提出してください。指定日までに提出する「消費税課税事業者選択不適用届出書」と併せて提出していただいてもかまいません。

（注） 納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者の方については前々年）における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者です。

なお、合併・分割等があった場合や特定期間における課税売上高が 1,000 万円を超える場合には、納税義務が免除されないことがあります。

（例3）簡易課税制度の選択をやめる場合の具体的な適用事例（租特法 86 の5⑨・⑩）

熊本地震による災害（平成 28 年 4 月 14 日に被災）により、資産に相当な損失を受け、緊急な設備投資等を行うため、平成 30 年 1 月期について簡易課税制度の選択をやめ、一般課税により申告を行う場合（事業年度が 1 年の 1 月末決算法人で、指定日が平成 30 年 1 月末までに到来する場合）



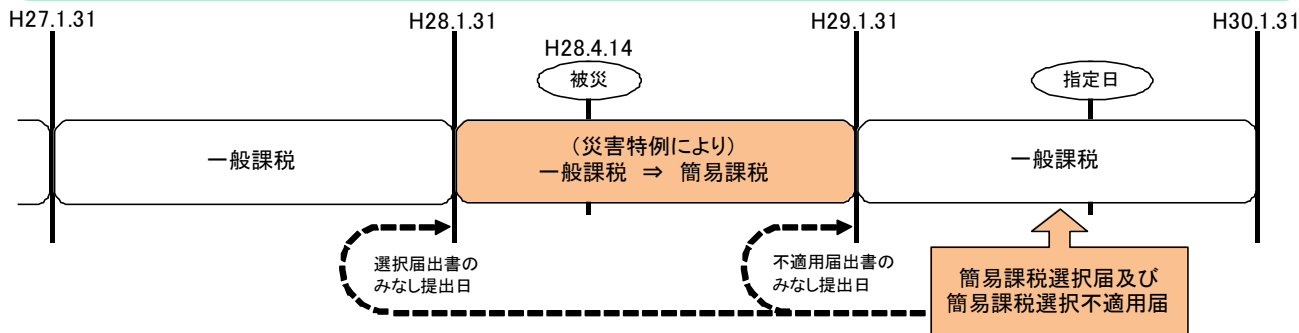
※ 事例の場合において、平成 30 年 1 月期のみ一般課税で申告を行い、平成 31 年 1 月期から簡易課税制度の適用を受ける場合には、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに（事例では平成 30 年 1 月 31 日まで）に「消費税簡易課税制度選択届出書」を忘れずに提出してください。指定日までに提出する「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」と併せて提出していただいてもかまいません。

（注） 災害特例の適用により簡易課税制度を選択する事業者は、簡易課税制度を 2 年継続して適用した後でなくても、その選択をやめることができます（租特法 86 の5⑨）。

なお、簡易課税制度の適用を受けることができる事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者です（消法 37①）。

(例4) 簡易課税制度を選択する場合の具体的な適用事例（租特法 86 の5⑧・⑨・⑩）

熊本地震による災害（平成 28 年 4 月 14 日に被災）により、帳簿書類を亡失したため、平成 29 年 1 月期について簡易課税制度を選択して申告を行い、平成 30 年 1 月期について簡易課税制度の選択をやめ、一般課税により申告を行う場合（事業年度が 1 年の 1 月末決算法人で、指定日が平成 30 年 1 月末までに到来する場合）



※ 事例のとおり、平成 29 年 1 月期のみ簡易課税制度の適用を受け、平成 30 年 1 月期について簡易課税制度の適用をやめる場合には、指定日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」と併せて「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

(注) 災害特例の適用により簡易課税制度を選択する事業者は、簡易課税制度を 2 年継続して適用した後でなくても、その選択をやめることができます（租特法 86 の 5⑨）。

なお、簡易課税制度の適用を受けることができる事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が 5,000 万円以下の事業者です（消法 37①）。

2 次の場合における事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用制限の解除

- ① 被災事業者である新設法人等が基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合
- ② 被災事業者が高額特定資産の仕入れ等を行った場合

① 被災事業者である新設法人等が基準期間のない各課税期間中に調整対象固定資産を取得した場合（租特法 86 の 5④・⑥）

新設法人又は特定新規設立法人^(※)は、基準期間がない各課税期間（通常設立 1 期目及び 2 期目）中に調整対象固定資産を取得し、その課税期間について一般課税で申告を行った場合、取得の日の属する課税期間の初日から原則として 3 年間は、納税義務が免除されず、その間は簡易課税制度を選択することができませんが、被災事業者である新設法人又は特定新規設立法人は、これにかかわらず、被災日を含む課税期間以後の課税期間⁽²⁾からこれらの制限規定が適用されません。

したがって、被災事業者の基準期間ができてからの課税期間（通常設立 3 期目）以後の納税義務の判定は、基準期間における課税売上高等により行うこととなります。

※ 新設法人とは、その事業年度の基準期間がない法人でその事業年度開始の日の資本金の額又は出資の金額が 1 千万円以上の法人をいいます。

特定新規設立法人とは、新設法人に該当しない新規設立法人のうち、その事業年度開始の日において、他の者に支配されているなど一定の場合に該当することとなる法人をいいます。

② 被災事業者が高額特定資産の仕入れ等を行った場合（租特法 86 の 5⑤・⑦）

高額特定資産^(※¹)の仕入れ等を行い、その課税期間について一般課税で申告を行う場合、事業者は、その仕入れ等の日^(※²)の属する課税期間の初日から原則として 3 年間は納税義務が免除されず、その間は簡易課税制度を選択して申告することができません^(※³)が、被災事業者については、被災日を含む課税期間以後の課税期間⁽²⁾から、当該高額特定資産の仕入れ等に係るこれらの制限は適用されません。

したがって、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間以後（被災日を含む課税期間以後の課税期間に限り）の納税義務の判定は、基準期間における課税売上高等により行うこととなります。

※1 高額特定資産とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額（税抜き）が1千万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

※2 自己建設高額特定資産（他の者との契約に基づき、又はその事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として、自ら建設等をした高額特定資産）を取得した場合の高額特定資産の仕入れ等の日は、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した仕入れ等の支払対価の額（事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を受けない課税期間において行った原材料費及び経費に係るものに限り、消費税に相当する額を除きます。）の累計額が1千万円以上となった日となります。

※3 当該制限は、原則として、平成28年4月1日以後に高額特定資産を取得した場合に適用されます。

(1) 手続き

事業者免税点制度の適用制限の解除については、特段の届出は必要ありません。

なお、簡易課税制度を選択する場合には、指定日までに（指定日以後においては、その選択をする課税期間開始の日の前日までに）所轄税務署長へ「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

(2) 対象となる課税期間

被災日を含む課税期間以後の課税期間から、事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用制限が解除されます。

なお、被災日以後に高額特定資産を取得する場合は、被災日から指定日以後2年を経過する日の属する課税期間の末日までの間に高額特定資産の仕入れ等を行った場合に限り。

<具体例>

例1 被災事業者となった新設法人が、その基準期間がない各課税期間中に調整対象固定資産となる機械等を取得していた場合

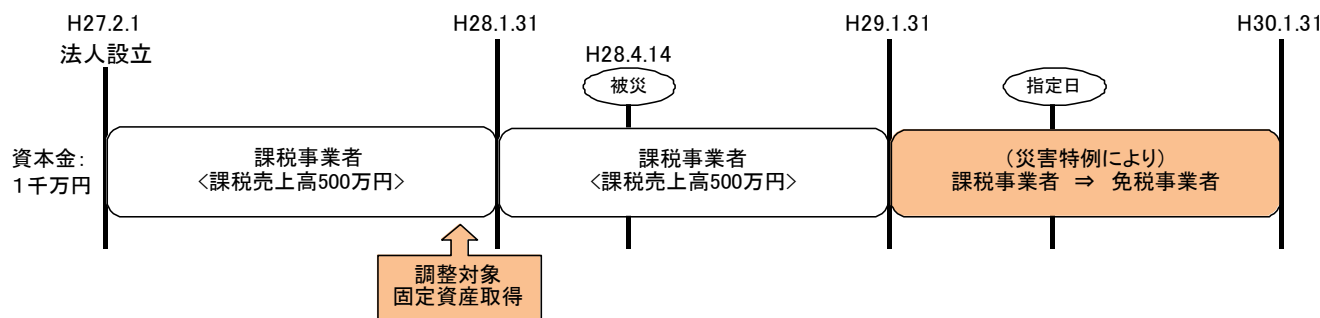
例2 被災事業者となった新設法人が、被災日の属する課税期間以後の課税期間について簡易課税制度を選択する場合

例3 被災事業者が被災日後に高額特定資産に該当する建物を取得する場合

例4 被災事業者が高額特定資産に該当する建物を取得した課税期間の翌課税期間より簡易課税制度を選択する場合

(例1・2) 新設法人等が被災事業者となった場合の具体的な適用事例（租特法86の5④・⑥）

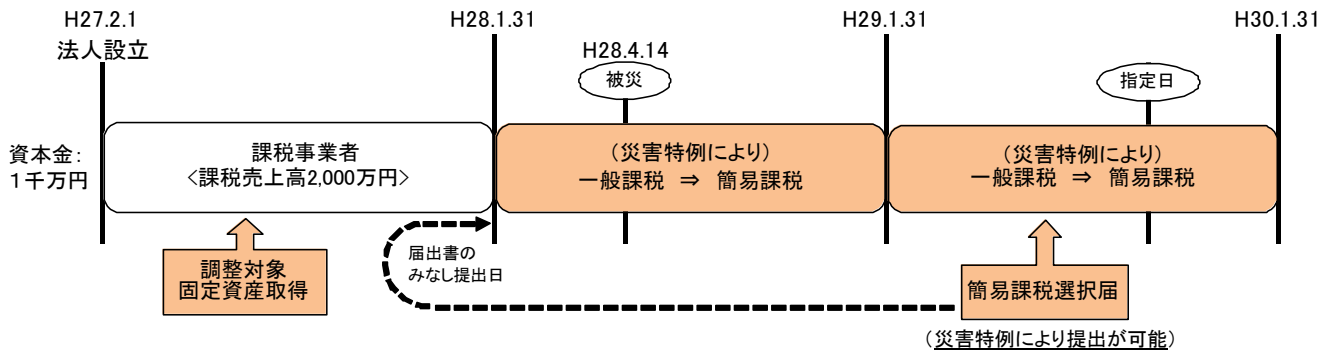
(例1) 被災事業者となった新設法人が、その基準期間がない各課税期間中に調整対象固定資産となる機械等を取得していた（する）場合（平成28年4月14日に被災）



※ 新設法人又は特定新規設立法人の基準期間ができた以後の課税期間の納税義務の判定については、基準期間における課税売上高等により行うこととなります。

また、新設法人又は特定新規設立法人のその基準期間がない課税期間は、消費税法第12条の2第1項又は同法第12条の3第1項の規定により課税事業者となるため、災害特例により免税事業者となることはありません。

(例2) 被災事業者となった新設法人が、被災日の属する課税期間以後の課税期間について簡易課税制度を選択する場合（平成28年4月14日に被災）

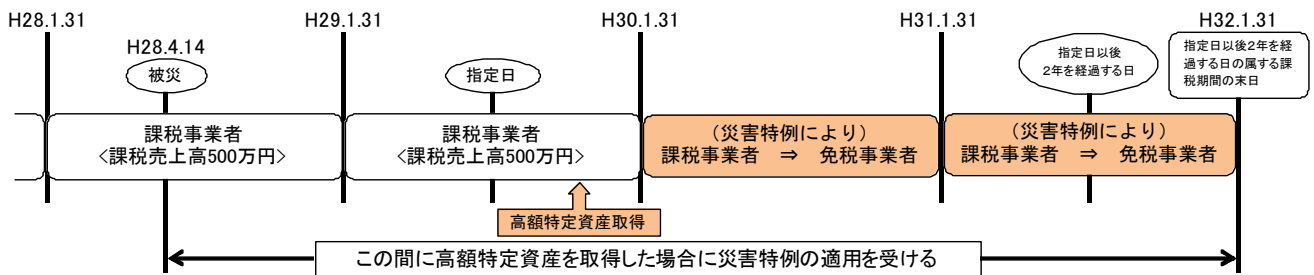


※ 事例の場合においては、指定日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります（租特法86の5⑧）。

② 簡易課税制度の適用を受けることができる事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者です（消法37①）。

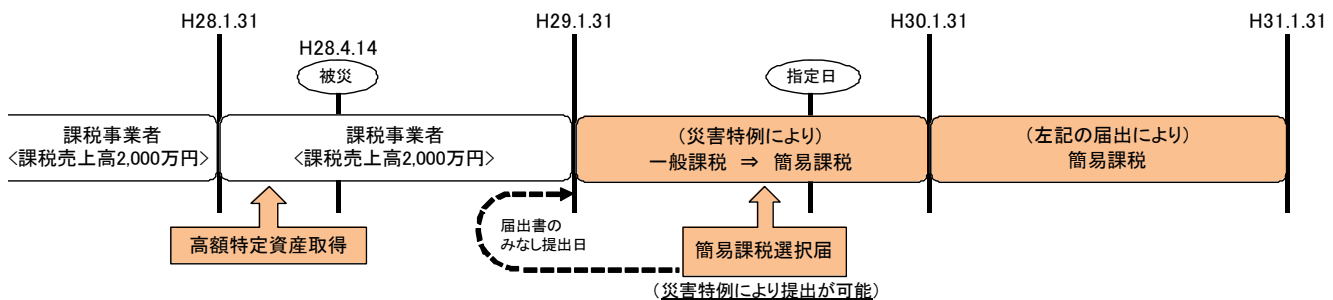
(例3・4) 被災事業者が高額特定資産を取得していた（する）場合の具体的な適用事例（租特法86の5⑤・⑦）

(例3) 被災事業者が被災日後に高額特定資産に該当する建物を取得する場合（平成28年4月14日に被災）



※ 事例の場合においては、災害特例により高額特定資産の仕入れ等を行った場合の事業者免税点制度の適用制限は解除されますので、平成31年1月期以後の消費税の納税義務の判定については、その基準期間における課税売上高等により行うこととなります。

(例4) 被災事業者が高額特定資産に該当する建物を取得した課税期間の翌課税期間から簡易課税制度を選択する場合（平成28年4月14日に被災）



※ 事例の場合においては、指定日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長へ提出する必要があります（租特法86の5⑧）。

② 簡易課税制度の適用を受けることができる事業者は、その課税期間の基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者です（消法37①）。

ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。